

議案第117号

佐野市民間産業用地整備促進条例の制定について
佐野市民間産業用地整備促進条例を次のように定めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市民間産業用地整備促進条例

(目的)

第1条 この条例は、民間事業者が行う産業用地の整備に要する費用に対して奨励金を交付することにより、産業用地の整備の促進を図り、もって産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業用地 産業の用に供するために新たに整備する一団の土地をいう。
- (2) 開発事業 規則で定める開発区域において、産業用地を整備する事業をいう。
- (3) 開発許可 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可をいう。
- (4) 造成費用 開発事業に要する費用から用地費、調査費及び設計費並びにこれらの事務手続に要する費用を除いた費用をいう。

(奨励対象事業)

第3条 奨励金の対象となる事業（以下「奨励対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 面積が5ヘクタール以上の開発事業であること。
- (2) 開発事業を行う民間事業者が産業用地の開発事業に必要な許認可又は開発許可を取得していること。
- (3) 開発事業において誘致する企業は、その事業内容が市の産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与する事業であって規則で定めるものであること。

(奨励金の交付)

第4条 市長は、奨励対象事業を行う民間事業者であつて、次に掲げる要件を全て満たすものに対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(1) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）又は佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。

(2) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団その他の反社会的な活動を行う団体でないこと。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、開発事業の面積に1ヘクタール当たり1,000万円を乗じて得た額又は造成費用の額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、一の開発事業につき5億円を限度とする。

（奨励金交付事業者の指定）

第6条 奨励金の交付を受けようとする民間事業者は、あらかじめ奨励金の交付を受けることができる民間事業者として、市長の指定を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の指定に条件を付すことができる。

（奨励金の交付の申請）

第7条 前条第1項の指定を受けた民間事業者（以下「指定事業者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 第3条又は第4条に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) 第6条第2項の指定の条件に従わないとき。

(3) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 前項の規定による指定の取消しによって指定事業者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、開発事業の内容変更により奨励金の額が変更になった場合又は前条第1項の規定により指定を取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し当該奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その奨励金を返還させるものとする。

(地位の承継)

第10条 指定事業者から分割、譲渡その他の理由により開発事業を引き継いだ民間事業者は、市長の承認を受けて、承継した事業に係る指定事業者の地位を承継することができる。

2 指定事業者について合併があったときは、合併後存続する民間事業者又は合併により設立した民間事業者は、市長の承認を受けて、指定事業者の地位を承継することができる。

3 前2項の承認を受けようとする民間事業者は、速やかに、市長に申請しなければならない。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、奨励金の交付に関し民間事業者に対して報告若しくは関係資料の提出を求め、又は職員に産業用地若しくは産業用地の整備後に立地した事業所の立入調査をさせることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

産業用地の整備を促進するため本条例を制定したいので提案するものです。